

暴風等に伴う農林業用施設及び農作物等の管理対策

平成28年12月 1 日

新潟県農林水産部

新潟地方気象台が平成28年12月 1 日 5 時49分に発表した「暴風と高波に関する新潟県気象情報第 2 号」によると、県内では、12月 1 日夜のはじめ頃から 2 日未明にかけて、西の風が非常に強く吹く見込みで、陸上では場所によって最大風速20メートル（最大瞬間風速35メートル）になる予報です。

今後発表される気象情報を確認し、農林業用施設及び農作物等の管理に注意してください。

なお、荒天時は、屋内に待機し、転倒等の事故防止に十分留意してください。

1 共通事項

【事前対策】

- (1) 園芸ハウス等の農林水産施設、建物の点検や補強を行う。
- (2) ハウスのビニールは、強風に備えて破損部分の補修やマイカー線でたるみを直すなど、補強を行う。

【事後対策】

- (1) 施設等を点検し、強風によって破損した箇所は早急に補修し、被覆し直す。
- (2) 作物を栽培中のハウスでビニール等被覆資材が損傷した場合は、応急措置としてトンネルがけを行い保温する。

2 畜産

【事前対策】

あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努める。

【事後対策】

停電があった場合は、速やかに関連機器の作動点検を行う。

3 きのこと

【事前対策】

- (1) 施設（ハウス、雨よけなど）の点検を十分に行い、損壊、倒壊等が生じないように保護・補修に努める。
- (2) 屋外に保管してある資材類（おが粉等）が飛散しないよう、被覆などの適切な管理を行う。移動が可能な場合は屋内に移動させる。

【事後対策】

- (1) 暴風が収まったら速やかに、被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況に応じた適切な修繕を行い、施設等の速やかな復旧に努める。
- (3) 修繕は十分な安全を確保してから実施する。